鳥取市管内の新指定の文化財等について

1. 鳥取県指定文化財

平成25年2月、鳥取市管内の県指定保護文化財として建造物1件、絵画3点が答申されましたので報告します。

①奥田家住宅

○員 数 8棟

主屋、離れ、新座敷、茶室、蔵、西の蔵、雑器蔵(西)、雑器蔵(東)附 家相図 2枚(明治31年、昭和11年)

土地 2、172㎡ 露地門、塀、石垣、洗い場 含む

- ○所在の場所 鳥取市猪子168
- ○文化財の種別 保護文化財(建造物の部)
- ○基 準 (1) 意匠的に優秀なもの・(3) 歴史的価値の高いもの
- ※奥田家住宅は、鳥取市南部、猪子川最上流部の谷間に位置する猪子集落の東南側斜面に敷地を構える。近世には大庄屋を務めた家柄で、近代以降は地主経営を行い、13代目の柳蔵(明治元年~昭和17年、註1)は国会議員を務めた。現当主東一郎を16代目とする。当家には明治31年(1898)、昭和11年(1936)の2枚の家相図が伝わり、主屋間取りと屋敷構えの変遷および増改築の様子を明らかにする。
- ※奥田家住宅は、当地方における江戸時代末期の上層農家の住宅形式をよく伝える主屋と、明治から大正にかけて整えられた屋敷構えが良好に保存されており、その変遷を示す家相図と併せて歴史的価値が高い。また、新座敷は技術の高さを示すとともに、上質の材料を良く吟味し、意匠的にも優れた鳥取県内を代表する近代和風建築である。



② 菊慈童·花鳥図

○名 称 菊慈童·花鳥図

○作 者 片山楊谷

○員 数 3幅

○所在の場所 鳥取市国安895

○所 有 者 個人

○文化財の種別 保護文化財(絵画、彫刻の部)

○基 準 (2) 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

智頭の旧家に伝来した。三幅すべてに「瓊(けい)浦(ほ)釣(ちょう)徒(と)」朱(しゅ)文方印(ぶんほういん)がおされ、さらに、右幅に「観印(かんいん)」白文方印(はくぶんほういん)、「画禅窟」朱文方印の二印が、中幅に「画禅窟」白文方印、「楊谷」朱文方印の二印、左幅に「洞観」白文方印、「楊谷」朱文方印の二印がそれぞれ捺されている。使用印はいずれも、寛政三年から九年ごろの楊谷作例にみられるものばかりである。

菊慈童は、不老長寿のシンボルとして人気のある画題であり、楊谷筆、あるいは楊谷筆と伝えられている菊慈童図は巷間に多い。しかし、本図はそのなかでもとりわけ、髪の毛や、顔、そして衣服の文様にいたるまで精緻な描写が徹底されている。さらに、ふつう菊慈童は水辺の岩に座ってくつろぐ様子が描かれることが多いが、本図では、岩の上に毛皮のようなもの敷き、筆を持ち、その右腕をのせた岩の形は脇息をかたどっているようにみえる。さらに、右肘の後ろには、硯と墨まで描かれている。脇息に身をもたせかけ、文房具をまわりに置くのは、江戸時代の文人の肖像画に使われるパターンであり、そうした知的な文人イメージを、菊慈童に巧みに投影している点もおもしろい。

左右の花鳥図も、菊の花弁の表現のこまやかさや、花の形、角度の多様性が魅力的である。小鳥の身体には細い毛描きが、その足には微細な盛り上げ細工が施されている。 保存状態も良好。



③ 竹虎図屏風

○名 称 竹虎図屛風

○作 者 片山楊谷

○員 数 6曲1双

○所在の場所 鳥取市鹿野164

○所 有 者 個人

○文化財の種別 保護文化財(絵画、彫刻の部)

○基 準 (2) 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

落款は右隻に「瓊浦楊谷道監(けいほようこくどうかん)写(しゃ)」、印は「源流(げんりゅう)得(とく)真(しん)」白文楕円印(逆印)、「楊谷義夫」白文連印の二印をおす。款記の書体と使用二印は、安永9年(1780)の「猛虎図屛風」(6曲1隻、鳥取県立博物館蔵)など20代の作例にしかみられず、とりわけ楊谷の谷字が天明2年(1782)の「月夜(げつや)枇杷(びわ)鳥図(とりず)」(渡辺美術館蔵)の書体に近いところから、天明二年前後の作例であろうと考えられている。

右隻では竹が、左隻では虎の尾が、画面の外に一度出て、ふたたび戻っており、スケールの大きさと躍動感が感じられる。楊谷はたくさんの虎の絵を描くが、そのなかに本図に匹敵するような剛毛に包まれた猛々しい虎の作例は、いまだみいだされていない。そればかりでなく、江戸時代後期の画壇をみわたしても、類例のないユニークな虎の絵として注目される。保存状態も良好。



④ 龍虎図屏風

○名 称 龍虎図屛風

○作 者 片山楊谷

○員 数 6曲1双

○所在の場所 鳥取市鹿野164

○所 有 者 個人

○文化財の種別 保護文化財(絵画、彫刻の部)

○基 準 (2) 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

右隻に「楊谷洞観写」と、大きな円形の「楊谷」という描き印、左隻に「稲葉館士楊谷洞観」と、大きな方形の「楊谷」描き印。稲葉館士という款記から、寛政5年以後の晩年作と考えられる。

銀箔のうえに薄く墨が掃かれているせいか、銀の黒変がさほど認められない。描き印の大きさには、楊谷の自己主張の強さを感じることができる。

この虎では、毛描きは墨の濃淡だけで行なわれている。白い筋のようにみえている部分は淡墨で引かれた線と線の間のわずかな隙間である。むろん、その隙間を計算にいれて、筆がおろされていることになる。

しなやかな虎の身体の動きが、左隻の渦巻く雲烟のなかの龍と呼応する。

国登録有形文化財

平成24年9月、①の文化財が国の有形登録文化財(建造物)答申を受けました。

⑤ 有隣荘

○登録文化財名:有隣荘主屋 ほか9棟

○登録基準 : 国土の歴史的景観に寄与しているもの

○所在地 : 鳥取市国安895番地

○建築年代 : 大正12年頃

○平成24年9月21日答申

※広大な敷地に主屋を中心とした建物群を配置し、南面に池泉回遊式の庭園を築く。主屋は入母屋造で、庭に面する和室には上質な座敷飾を備える。大庄屋の営んだ大型の近代和風建築で、長屋門とともに旧家の屋敷構えを見ることができる。

※鳥取市では11件目の登録有形文化財(建造物としては10件目)にあたる。

※現在、官報告示を待っているところ。



※24年度に申請書を提出した建造物 ※次回以降申請書を提出する予定の建造物

- =興禅寺本堂(江戸時代)
- =岩田家住宅(主屋及び離れ・茶室)
- =立川稲荷神社本殿 ほか
- ※年間2件程度のペースで登録を進めている。